



県章

滋賀県公報

令和8年(2026年)
3月3日
号外(1)
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 選挙管理委員会告示

地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法および地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数ならびに地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数..... 1

選挙管理委員会告示

滋選委告示第41号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項および第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項および第86条第1項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数ならびに地方自治法第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和8年3月1日現在において次のとおりである。

令和8年3月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

50分の1の数	22,903
80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と	
40万に6分の1を乗じて得た数と	
40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	243,140
東近江市日野町愛荘町選挙区の3分の1の数	40,802

滋選委告示第42号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項および第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項および第86条第1項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数ならびに地方自治法第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和8年3月2日現在において次のとおりである。

令和8年3月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

50分の1の数	22,883
80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と	
40万に6分の1を乗じて得た数と	
40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	243,016
大津市選挙区の3分の1の数	95,052
彦根市犬上郡選挙区の3分の1の数	35,846
長浜市選挙区の3分の1の数	30,454
近江八幡市竜王町選挙区の3分の1の数	25,304
草津市選挙区の3分の1の数	37,878
守山市選挙区の3分の1の数	23,020
栗東市選挙区の3分の1の数	18,828

甲賀市選挙区の3分の1の数	23,406
野洲市選挙区の3分の1の数	13,837
湖南市選挙区の3分の1の数	14,107
高島市選挙区の3分の1の数	12,732
東近江市日野町愛荘町選挙区の3分の1の数	40,748
米原市選挙区の3分の1の数	10,167